

狭山市の建築基準法における建築形態規制概要

平成26年2月現在

用途地域 制限内容		第1種・第2種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域 工業専用地域	用途地域の指定のない区域	
										A地区
容積率		80%	200%	200%	200%	400%	200%	200%	100%	200%
前面道路幅員別 容積率制限		W × 4/10 道路幅員が12m未満の場合、道路幅員に4/10を乗じた値			W × 6/10 道路幅員が12m未満の場合、道路幅員に6/10を乗じた値			W × 4/10 道路幅員が12m未満の場合、 道路幅員に4/10を乗じた値		
建ぺい率		50%	60%	60%	80%	80%	60%	60%	50%	60%
斜線制限	前面道路 ※1	∠1.25			∠1.5				∠1.25	
	隣地斜線	—	20m+∠1.25 隣地境界線までの水平距離に1.25を 乗じたものに20mを加えた斜線		31m+∠2.5 隣地境界線までの水平距離に2.5を乗じたものに31mを加えた斜線				20m+∠1.25 隣地境界線までの水平距離に1.25を 乗じたものに20mを加えた斜線	
	北側斜線	5m+∠1.25 真北方向の水平距離に 1.25を乗じたものに 5mを加えた斜線	—	—	—	—	—	—	—	—
高さ制限		10m	—	—	—	—	—	—	—	—
敷地境界線からの壁面後退		—	—	—	—	—	—	—	—	—
日影規制	制限を 受ける 建築物	軒の高さが7mを 超える建築物又は 地階を除く階数が 3以上の建築物	高さが10mを 超える建築物	高さが10mを 超える建築物	高さが10mを 超える建築物	—	高さが10mを 超える建築物	—	高さが10mを 超える建築物	高さが10mを 超える建築物
	測定面 ※2	1.5m	4m	4m	4m	—	4m	—	4m	4m
	日影 時間	3時間/2時間	4時間/2.5時間	4時間/2.5時間	5時間/3時間	—	5時間/3時間	—	4時間/2.5時間	5時間/3時間
法別表第4（に）欄の号		(1)	(2)	(1)	(2)	—	(2)	—	(2)	(3)
22条区域		指定あり（防火・準防火地域を除く）							指定なし	

※1 前面道路の反対側の境界線までの水平距離に各値を乗じた斜線

※2 平均地盤面からの高さ

※3 個別の制限内容については、建築審査課までお問い合わせください。

※4 この表は、用途地域別による制限であるため、地区計画等の制限は別途、都市計画課にお問い合わせください。